

# 平成21年度事業計画

## 第1 会議の開催

- 1 総会を2回開催して事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算の報告、その他重要案件について審議する。
- 2 理事会を4回開催して協会運営等重要案件について審議する。
- 3 総務委員会を5回、労務委員会を2回、労務単価問題・公益社団法人移行問題・災害協定に基づく活動等対策委員会を各3回、協会委嘱教育講師検討会を4回及び各警備部会役員会を概ね各3回、全体会議を概ね各2回開催し、それぞれ協会運営並びに各事業の企画・検討・実施について審議する。

## 第2 協会組織の充実強化

- 1 機関誌「会報」を毎月初旬に定期発行・配布して情勢に即応した情報提供の実施に努める。
- 2 未加盟警備業者の入会促進による組織拡大に努める。
- 3 公益社団法人の移行に向けた公益目的事業の取組み等素地づくりの推進に努める。
- 4 暴力団等反社会的勢力排除対策協議会を発足し、組織を挙げて反社会的勢力介入排除に向けた諸施策を積極的に推進する。
- 5 岡山県等との災害支援協定に基づく効果的・機能的出動体制の構築に努める。

## 第3 警備業法等各種法令に則った的確な各種施策の推進

- 1 警備業経営者研修セミナーを3回、選任警備員指導教育責任者研修会を1回実施し、警備業法が経営者・警備員に求めている法定の遵守事項、各種簿冊の備付・整備等に対する研修を行い、その実践に努める。
- 2 公安委員会と連携を密にして資格者証取得者を対象とした警備業務区分

ごとの新規取得講習を3回(120名)、追加取得講習を4回(160名)、業務区分ごとの営業所対象の現任講習を6回(180名)及び機械警備業務管理者講習を1回(40名)計14回(500名)を実施し、指導教育責任者資格者証取得者の育成と輩出に努める。

- 3 警備員特別講習事業センターと連携を密にして、業務区分ごとの1級特別講習を1回(70名)実施、2級特別講習を7回(560名)実施し、検定資格者の育成と輩出に努め、警備業法が求めている検定合格者証の交付を受けている有資格警備員の配置基準への対応に努める。

特に本年度は、6月1日から配置基準が施行となる雑踏警備業務2級検定、1級検定に力を注ぐこととする。

- 4 特別講習受講予定者を対象に事前研修会を16回(1,260名)実施し、検定合格率向上対策を推進する。
- 5 警備員の警備知識・技能・質のレベルアップを狙いとして、現任警備員対象の現任研修会を月1回の12回(350名)実施する。
- 6 個人情報保護規定及び苦情相談処理体制を整え、警備業者等が保有する個人情報の適正な保護並びに警備業者(社)等に寄せられる苦情等の的確な処理の実施について指導啓蒙を図る。

#### 第4 協会事業の推進強化

- 1 施設・交通・機械貴重品運搬の各部会が連携ある活動を展開し、当面する警備情勢等に対する調査検討及び研修・訓練等を実施する。
- 2 岡山県等が主催する防災訓練と災害協定を連動させた総合防災訓練の参加と実施(9月)の展開を図る。
- 3 関係機関等と連携した、児童・生徒の安全対策、街の安全パトロール、岡山県安全・安心まちづくり条例に基づく警備業界独自の安全・安心ボランティア活動の実施など公益社団法人への移行を意識した活動の展開を図る。

特に、本年度は警備業界として「子供の安全・安心見守り宣言」をして、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に定める事業者の役割を実践する。

- 4 各種検定合格警備員、指導教育責任者を対象としたAED（自動体外式除細動器）を使用した救急救命訓練（講習）を実施する。
- 5 労務単価問題研究会を基軸とした労務単価等の問題に対する調査・研究を実施し、労務単価の向上に努める。（3回）
- 6 適切な表彰を行い警備員のモラル、会社への帰属意識向上と職場定着の向上を図る。（受賞予定者29人）
- 7 安全衛生大会の開催、職場環境の自主点検や安全パトロールを実施して労働安全衛生活動の積極化による労災事故の根絶と労災保険収支の改善に努める。
- 8 警備業法に基づいて作製されたビデオ、教育図書の斡旋並びに教育ビデオの貸出しによる警備員教育の支援を行う。

#### 第5 警備業務等に関する調査研究及び各種資機材開発の推進強化

- 1 特別講習講師（15名）及び講師候補者を全国警備業協会が主催する「特別講習講師現任研修会」及び「特別講習講師候補者研修会」に参加させ最新の知識技能、教育技法等の調査研究による各警備業務区分ごとの特別講習講師の育成に努める。
- 2 警備員指導教育責任者講習講師（16名）を当警備業協会が代行主催する「講習講師講習」に参加させ、各業務区分毎に最新の知識・技能と教育技法の調査研究と習得を図る。
- 3 協会委嘱講師を全警協や中警連主催の研修会（各1回）に派遣し、改正業法に即応できる専門的な知識技能の調査研究とレベルアップの向上を図るとともに、協会独自の調査研究会を開催して教育技法の向上に努める。
- 4 1級特別講習を立上げ実施している先催県に特別講習講師を派遣して講習の実施要領、資機材開発と作製・活用等について視察研修を実施する。
- 5 労務単価問題、法人改革、災害協定問題等に関する先催県に関係委員を派遣して視察研修を実施する。
- 6 社会情勢や地域住民のニーズの変化に伴って派生する新たな警備業務の調査研究と業務の開拓に努める。
- 7 警備員教育・研修に活用する各種教育資機材の開発、作製及び模擬テス

トの作成と積極的活用による検証の推進を図る。

## 第6 関係機関等との連携活動の強化

- 1 岡山県等が実施する地域安全活動、交通安全運動、暴迫県民運動等に積極的に参加・協力して「安全・安心まちづくり活動」の推進に努める。
- 2 警備業主管庁である県警等と連携を密にして適正警備業務の推進に努める。
- 3 労働局、労基署、ハローワーク及びシルバー人材センター等と連携し、労働問題、福利厚生・職場環境問題、警備員の募集・採用、社員教育・訓練などの強化推進に努める。

## 第7 警備業の広報啓発活動の積極的推進

- 1 監督官庁や関係団体等が主催するイベントなどを通じて警備業の広報啓発活動を推進する。
- 2 「セキュリティガイドブック」や「ポスター」等の広報資料を作成配付してユーザー等の部外に対する広報啓発活動を推進する。
- 3 反社会的勢力排除宣言、反社会的勢力対応マニュアルのプレート及び「パンフレット」「チラシ」等を作成配布して、警備業界を挙げての反社会的勢力排除対策を推進する。
- 4 新聞・テレビ等のマスコミを積極的に活用して効果的な広報啓発活動を展開する。